

草加市高年者プランを策定しました

固地域介護課 ☎922-1032

すべての人が **支え合い**

住み慣れた地域でいつまでも

自分らしく暮らせるまちを目指して

高年者プランとは？

高年者を取り巻く課題の解決に向けて市が目指す将来像と具体的な施策を定め、3年ごとに見直しているプランです。



草加市高年者応援サポーター そうたくん ▶



写真:住民主体の通いの場(通所型サービスB)で楽しく交流



【ざくろ亭(瀬崎)】

✓ 第九次 草加市高年者プランを策定

令和6～8年度は、**3つの視点を柱**に取り組めます。



1

健康寿命の
延伸

2

地域包括
ケアシステムの
深化・推進

3

持続可能な
介護サービス



高年者プラン閲覧できます

閲覧は、情報コーナー、地域介護課、中央図書館、各コミュニティセンター、サービスセンター、公民館・文化センターで。



市HPからも
見られます





✓ 高齢化が進み、介護が必要な人が増え、介護給付費※の増加や介護人材不足が深刻です。市では実情に合わせて策定した「高年者プラン」で、次の3つを重点的に取り組みます。

※介護給付費…必要な介護サービスの総費用のこと

1

健康寿命の
延伸

自立した健康な生活を長く続けるために

地域での交流や介護予防の取組を進めます

- 自立支援、介護予防・重度化防止と生活支援の推進
- 高年者の社会参加と生きがいのづくりの促進
- 認知症施策の総合的な推進

介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスB)

閉じこもりや活動量の低下を防ぐため、体操やレクリエーション等を行う活動の場です。(16ページの写真参照)
市内9か所で運営しています。利用希望者は「地域包括支援センター」に相談を。(19ページ掲載)

・毎回楽しく通っています。
・顔見知りができ、安心感につながりました。



草加市地域資源情報サイト そうかナビ



各地域にある高年者向けのつどいの場や交流できる催しの情報をまとめています。誰でも簡単に情報を取得できます。

▲詳細

2

地域包括
ケアシステムの
深化・推進

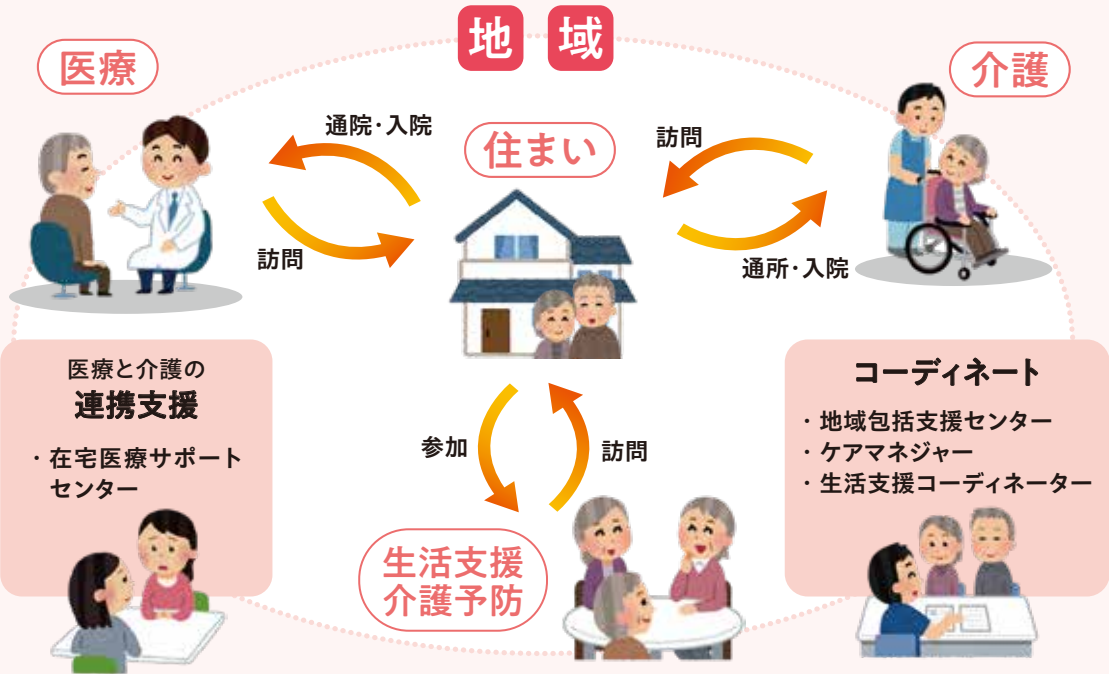
医療や介護、生活支援、介護予防などのサービスを包括的に受けられるように

住み慣れた地域で安心して暮らせることを目指して「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます

- 地域における支援体制の確立
- 相談支援・権利擁護体制の整備

「地域包括ケアシステム」
とは？

一人ひとりの状態やニーズに応じて、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」が一体的に提供される仕組みです！



3

持続可能な
介護サービス

サービスを包括的に提供し続けるために

充実した介護サービスが提供されるよう体制を整備します

- 地域の実情に応じた介護サービスの推進
- 介護現場の人材確保及び被保険者・介護者支援の推進

在宅介護サービスの充実



▲詳細

配食サービスやおむつの支給など介護が必要な高年者やその家族等の負担を軽減するサービスを提供します。

※詳細は市HPや市役所・サービスセンターほかで配布する「よくわかる介護保険」のパンフレットで。



介護職員の資格取得の費用を補助

草加市内の介護事業所で働く方の資格取得に係る費用の一部を補助します。



▲詳細

介護保険料が4月から変わります

岡地域介護課保険料係 ☎922-1376



☑ 令和6～8年度の介護保険料の変更点は下の3つです。

変更点

1

基準額（年間）が64,800円から**71,760円**に変わります。

基準額の考え方

草加市で必要な介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の保険料の負担分

÷

草加市に住む65歳以上の人数

2

基準所得金額のうち、**第9～11段階を区分する額が変更**になります。

3

所得段階が全11段階から**全13段階**になります。



改定後 65歳以上の人の介護保険料

所得段階	本人の住民税・課税状況	世帯の住民税・課税状況	基準所得金額		年額保険料	保険料率
第1段階 (生活保護受給者含む)	非課税	全員非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額	80万円以下	20,450円	基準額×0.285
第2段階				80万円超120万円以下	30,130円	基準額×0.420
第3段階				120万円超	49,150円	基準額×0.685
第4段階		課税者がいる		80万円以下	変更点1 62,430円	基準額×0.870
第5段階				80万円超	71,760円	基準額
第6段階	課税	—	前年の合計所得金額	120万円未満	86,110円	基準額×1.200
第7段階				120万円以上210万円未満	93,280円	基準額×1.300
第8段階				210万円以上320万円未満	107,640円	基準額×1.500
第9段階				320万円以上420万円未満	121,990円	基準額×1.700
第10段階				420万円以上520万円未満	136,340円	基準額×1.900
第11段階				変更点3	変更点2	520万円以上620万円未満
第12段階				620万円以上720万円未満	165,040円	基準額×2.300
第13段階				720万円以上	172,220円	基準額×2.400

※「課税年金収入額」とは、老齢(退職)年金のことで、遺族年金・障害年金などは除きます。
※「合計所得金額」とは、収入から必要経費等を控除して算出した所得(給与・事業・雑など)の合計金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
※土地売却等に係る長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除を適用している場合は、当該特別控除額を合計所得金額から控除した金額を所得段階の算定に用います。
※第1～5段階の方は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行い、その金額に給与所得が含まれる場合には、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います(0円を下回った場合は0円とみなします)。

news 65歳以上の人へ 6月中旬に「令和6年度納付通知書等」を郵送

納付方法	通知書名	通知方法
納付書	介護保険料納付通知書	封書
口座引き落とし	介護保険料額決定通知書	封書
年金からの差し引き		はがき

※40～64歳の方は加入している医療保険と合わせて納めるため通知はありません。

news 草加市独自の減免制度

- 対象

介護保険が適用されない施設(精神科病院など)に入院(所)している人
- 要件

65歳以上で介護保険料の滞納がなく、6か月以上入院(所)し、退院(所)の見込みがない人
- 保険料

免除(申請日により、減免できる金額が変わります)

※これまで第1段階の人を対象に実施していた減免制度は廃止となりました。

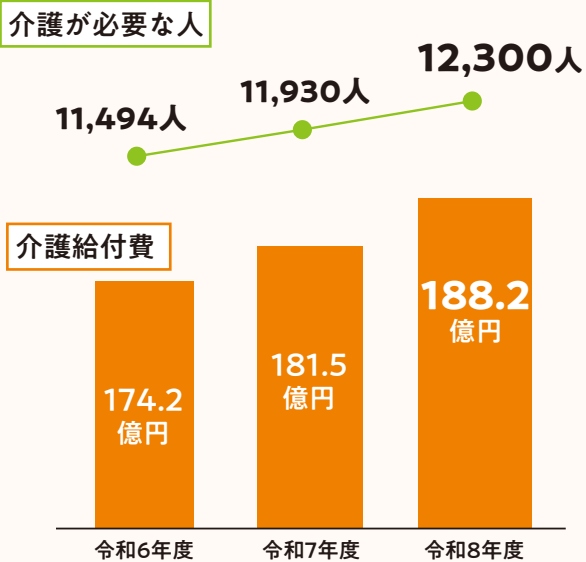
☑ 介護サービスを利用する人の数などを見込み、
高年者プラン策定と同じく3年ごとに見直しをしています。



草加市、
これからどうなる？

point

介護が必要な人と介護給付費の予測



介護給付費は2年間で
14億円増



介護を必要とする人が
年々増えていくね。

高齢化が進んでいるので介護を必要とする人の数もだんだん増えていきます。



介護を必要とする人が
増えると？

介護サービスに必要な費用(給付費)も増えていきます。
費用の一部に介護保険料をあてているので、その分、保険料の増加にもつながってしまいます。



みんなで、**介護予防**に
取り組むことが**重要**なんだね！

介護・介護予防に関する 高年者の総合相談窓口
(草加市地域包括支援センター)

開所日時 毎週月～土 午前9時～午後5時

休所日 日、祝、12/29～1/3

地域包括支援センター名	所在地	問合せ先	担当地域
新田西部地域包括支援センター (クォーターヴィレッジ新田地域支援事業所内)	新善町6	☎946-0520 FAX 946-0523	新栄1～4、長栄1～4、清門1～3、新善町、 金明町、旭町1～6
新田東部地域包括支援センター (草加市社会福祉協議会内)	松江1-1-32	☎932-6775 FAX 932-6779	八幡町、弁天1～6、中根1～3、松江1～4、 栄町1～3
草加川柳地域包括支援センター (介護老人保健施設 翔寿苑内)	青柳8-51-13	☎932-7007 FAX 931-0993	青柳1～8、青柳町、柿木町
草加安行地域包括支援センター (特別養護老人ホーム 草加園内)	苗塚町200-2	☎921-2121 FAX 928-8989	原町1～3、北谷1～3、北谷町、苗塚町、 花栗1～4、小山1～2、松原1～5
草加西部地域包括支援センター (ケアステーション かしの木内)	草加1-8-13	☎946-7030 FAX 942-7582	草加1～5、西町、氷川町
草加東部・草加稲荷地域包括支援センター (居宅介護支援事業所 西うさぎ内)	吉町2-2-21	☎959-9133 FAX 922-3801	神明1～2、住吉1～2、手代1～3、中央1～2、 高砂1～2、吉町1～5、稲荷1～6、松江5～6
谷塚西部地域包括支援センター (草加キングス・ガーデン介護相談センター内)	新里町989-1	☎929-0014 FAX 929-5222	柳島町、遊馬町、新里町、両新田西町、 両新田東町、谷塚上町、谷塚仲町
谷塚中央・谷塚東部地域包括支援センター	瀬崎5-20-16	☎929-3613 FAX 933-9380	谷塚町、谷塚1～2、瀬崎1～7